

附属機関等会議録

令和元年11月28日

会 議 の 名 称	令和元年度 第 2 回 島田市個人情報保護審議会
開 催 日 時	10 時 00 分から 令和元年 11 月 21 日（木） 12 時 00 分まで
開 催 場 所	島田市役所第 2 委員会室
会 議 の 議 題	個人情報取扱事務の届出について その他
会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別	公開 ・ 非公開（ 全部 ・ 一部 ）
会議の全部又は一部の非公開の理由	
公開の場合の傍聴人の数	1人
出席者の氏名等	小西会長、田代委員、今村委員、尾村委員、勝山委員、杉本委員、中野行政総務課長、樽林課長補佐、横山主査 計 9 人
会 議 の 結 果	<p>新規審議案件 3 件、新規報告案件 6 件、変更審議案件 3 件、変更報告案件 101 件、廃止案件 13 件(合計 126 件)について説明を行った。審議及び報告結果は以下のとおり。</p> <p>【概要】新規案件においては事務の概要、変更案件においては変更の概要。</p> <p>【審議ポイント】審議案件に係る個人情報保護審議会の意見を聴く必要のある部分。</p> <p>【委員意見】審議（報告）案件における個人情報の取扱いに関する委員の意見。</p> <p>【担当課の回答】委員意見に対する担当課の回答。</p> <p>【事務局の回答】委員意見に対する事務局の回答。</p> <p>【訂正事項】委員の意見を受けて届出簿の内容を訂正する事項。</p> <p>【補足事項】案件に関する補足事項</p> <p>【結果】審議結果。※報告案件については(報告)と表記。</p>

<p>資 産 活 用 課</p>	<p>1 新規審議 「金谷地区生活交流拠点整備運営事業に関する市民アンケート調査事務」</p> <p>【概要】</p> <p>旧金谷庁舎跡地を公民連携手法により活用するに当たり、事業の実施主体となる民間事業者に支払うべきサービス対価の額を当該事業から得られた成果に基づき決定することとし、成果測定の手段として市民アンケートを実施する。アンケートの送付に当たり住民基本台帳より個人情報収集する。</p> <p>【審議ポイント】</p> <p>公益上の必要を根拠とした本人以外からの個人情報の収集</p> <p>【委員意見】</p> <p>①対象者 4,000 人に対する回収率はいくつを設定しているか？</p> <p>②事業開始前、事業開始後の抽出対象者は別か？</p> <p>③収集する項目に職業や職種をいれればアンケート結果をクロス集計してより深いものでできるのでは？</p> <p>④層化抽出はしないのか？</p> <p>【担当課の回答】</p> <p>①50%を目標の目安としている。</p> <p>②選定をし直すこととしている。</p> <p>③住民基本台帳からの抽出はあくまでアンケートの送付のためである。職業等についてはアンケートに設問があるが、アンケート自体は無記名であるため個人の特定には結びつかないものである。</p> <p>④年齢構成や地域人口に応じた抽出を行う。層化の際に年齢等を使用する。</p> <p>【結果】</p> <p>上記案件について承認された。</p>
<p>水 道 課</p>	<p>2 変更報告 「指定給水装置工事事業者指定・更新事務」</p> <p>【概要】</p> <p>給水装置工事を行う事業者を市が指定する事務について、水道法の改正により更新制度が開始され、従来の書類に加え技術者の研修受講状況の確認が追加されたことに伴い、関係する届出簿の変更を行う。</p> <p>【委員意見】</p> <p>水道事業者として行う行為であり、個人情報の保管主体は水道事業者ではないのか。</p>

<p>福 社 課</p>	<p>【担当課の回答】 島田市が水道事業者としてする行為であるため、島田市が個人情報を取り扱いしていると理解している。</p> <p>【結果】 (報告)</p> <p>3 新規審議 「島田市地域福祉(活動)計画策定のための市民福祉意識調査」</p> <p>【概要】 令和3年度から5年間を計画期間とする「島田市地域福祉(活動)計画」を策定するにあたり、その基礎資料となる市民福祉意識調査について、市民を対象に実施する。アンケートの送付に当たり住民基本台帳より個人情報を収集する。</p> <p>【審議ポイント】 公益上の必要を根拠とした本人以外からの個人情報の収集</p> <p>【委員意見】 アンケートは無記名か。</p> <p>【担当課の回答】 アンケートは無記名である。</p> <p>【結果】 上記案件について承認された。</p>
<p>福 社 課</p>	<p>4 変更報告 「生活保護支援制度運用事務」</p> <p>【概要】 生活に困窮する市民に対し、その自立を助長するために、その困窮の度合に応じて生活費、医療費の扶助等を行う事務について、年金生活者支援給付金制度の施行に伴い、手続の円滑化及び保護費への反映処理を実施する必要がある。ついては当該給付金に係る個人情報を生活保護担当課が国保年金課へ照会するため、関係する届出簿の変更を行う。</p> <p>【補足事項】 本件は、扶助費の計算に支援金を反映させることと、支援金を漏れなく支給するため、生活保護扶助対象者が支援金をもらえる機会を逃さないように案内するため、国保年金課の所有する年金生活者支援給付金に係る情報を収集するものである。</p> <p>【委員意見】 ①本人以外からの収集や外部提供について法令を根拠と</p>

<p>観 光 課</p>	<p>している場合でも、外部提供を受ける民生委員や調査照会する対象者の安心のためにも念のため本人同意を取るべきではないか。</p> <p>②生活保護の扶助費より支援金が優先するという考えでよいか。支援金の支給により市の生活保護費が抑制されるということであれば国保年金課との協力体制は妥当と考える。</p> <p>【担当課の回答】</p> <p>①条例上は法令の根拠があれば本人以外からの個人情報の収集や外部提供は行うことができるとされているが、生活保護制度の利用にあたっては、制度の説明の中で、調査を行うことや関係者へ情報提供を行うことなどを伝え、同意を得るようにする。</p> <p>②支援金が優先する。御意見のとおり支援金が適切に支払われることにより市民の生活の一助になり、生活保護費の抑制にもつながるため、今回の届出をもって協力体制を作りたい。</p> <p>【結果】 (報告)</p> <p>5 変更報告 「しまだ大井川マラソン i n リバティ実行委員会・ボランティア事務」</p> <p>【概要】</p> <p>しまだ大井川マラソン i n リバティの運営主体となる実行委員の選任及び大会運営ボランティアの募集を行い、大会の開催及び円滑な運営のサポートを行う事務について、届出簿内容を実務内容と照らし合わせ確認を行い、必要な修正を行うため、届出簿の変更を行う。</p> <p>【補足事項】</p> <p>本件は、平成 21 年 4 月 1 日の事務開始以後初めて届出簿の内容を見直ししたもの。委員の選任のための本人以外からの個人情報の収集、ボランティア保険への加入や、実行委員会やボランティア統括者による情報共有のために外部提供を追加するなど変更を行う。</p> <p>【委員意見】</p> <p>外部提供先としてはボランティア統括者を含む形で「実行委員会」とした方がよいのではないかと？</p> <p>【担当課の回答】</p> <p>ボランティア統括者と実行委員会は厳密には別の立場であるため、外部提供先に「大井川マラソン実行委員会」を追加する。</p>
--------------	--

<p>人 事 課</p>	<p>【訂正事項】 外部提供先に「大井川マラソン実行委員会」を追加する。</p> <p>【結果】 (報告)</p> <p>※以下、6及び7～103の案件については包括業務委託に係る届出であるため、まとめて報告を行い、</p> <p>6 新規報告 「包括業務委託の管理事務」</p> <p>【概要】 令和2年4月1日から開始される包括業務委託について、人事課及び事務担当課が事務従事者(以下、「委託職員」という。)の把握等の管理事務を行い、委託者としての監督責任を果すため、委託職員の個人情報収集する。</p> <p>【補足事項】 令和2年4月1日より複数の窓口業務等をまとめて業務委託することになった。<u>(※対象事務については別紙リスト参照)</u>人事課は複数課を横断して統括者として委託契約を締結する。島田市にとって包括業務委託は初めてのことである。</p> <p>窓口業務委託を実施することにより、行政職員と委託職員が庁舎内の執務スペースで一緒に仕事をすることになることもあり、セキュリティ管理のため事務従事者の素性の把握をする必要があるため、必要な個人情報を収集する。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>7～102 変更報告 「包括業務委託が開始される事務」</p> <p><u>※対象の事務については別紙リストを参照して下さい。</u> <u>なお、届出簿内容については情報公開コーナーに配架資料を確認下さい。</u></p> <p>【概要】 包括業務委託の開始に伴い、委託に係る措置について届出簿を変更した。また、届出簿内容を実務内容にあわせて相違があるものについても変更を行う。 ただし、審議案件に該当するものは個別に審議する。</p> <p>【委員意見】</p> <p>①人事課の案件(上記6)について、収集した個人情報を保安面(緊急時の身元把握等)で利用としているが、従業員個人の電話番号を収集することにはならないか。</p> <p>②住所の収集はなぜ必要か。</p> <p>③既存の事務の一部を業者が事務受託することに伴って</p>

変更の届出が提出されたという理解でよいか。

- ④委託される事務の中には「介護認定事務」というものもあるが、今までは市の職員が行ってきた事務を民営化されるということか。
- ⑤委託職員が市民の個人情報を取り扱うということになるが、守秘義務や法的な縛りはあるのか。
- ⑥島田市個人情報保護条例の罰則規定では業者も対象になっているのか。
- ⑦包括業務委託の実施に際しては個人情報の保護に問題が無い様に常に留意して準備をすすめていただきたい。

【担当課の回答】

- ①事務従事者は会社から派遣されているため、緊急時の連絡は会社宛になるため、個人の電話番号は収集しない。
- ②保安のためには事務従事者の素性を把握する必要があり、個人の特定のためには氏名と住所が最低限必要と考える。
- ③既存の事務の一部を業者に委託することに伴って変更の届出を報告するものである。7～103の個人情報取扱事務変更届出簿が該当事務である。
- ④「介護認定事務」の申請受付や主治医の意見書の照会事務について委託するものであり、認定行為や審議会のような事務の根幹部分については従来どおり職員が事務を行う。支給決定や賦課などのような行政処分については行政職員しか行使できないため、委託できない。
- ⑤法的な縛りについては、島田市個人情報保護条例では委託先職員が個人情報を漏らした場合の罰則規定がある。業務委託仕様書で委託職員から個人情報等の漏えい及び目的外利用を禁じた誓約書を提出させること、受託者の責務として個人情報保護の研修を義務付けるなどしている。違反した場合は契約不履行として契約解除になる。
- ⑥条例の罰則対象はあくまで個人であるが、業務委託仕様書では受託者(業者)への損害の賠償を規定している。
- ⑦委託者の責務として、包括業務委託に係る個人情報の取り扱いが適切に行われるように監督を行う。

【結果】

(報告)

健康づくり課	<p>103 新規報告</p> <p>「女性のための健康相談及び事後講座」</p> <p>【概要】</p> <p>普段、健診などを受ける機会のない特定の年齢の女性を対象に健康相談を実施することで、若年層の健康意識を高めるまたその事後講座を実施し実践できるよう支援する事務。健康測定によるカルテの作成と健康相談のため個人情報を収集する。</p> <p>【委員意見】</p> <p>① 普段健康診断を受けていない人の情報はどうやって収集するのか。</p> <p>② 被扶養者リストを作成するという事は本人以外から収集するという事にならないか。</p> <p>③ 健康測定をするということだが、収集項目に「体力」がないがよいか。</p> <p>【担当課の回答】</p> <p>① 被扶養者リストを作成し、そこから健康診断を受診していない人を特定する。</p> <p>② 本人以外からの収集になる。どこからどのように収集するかについては事業がつめきれていない。</p> <p>③ 該当するため訂正する。</p> <p>【結果】</p> <p>本案件については事業内容に未確定の部分が多く、再度内容を整理して次回第3回の審議会で審議依頼または報告するものとする。<u>今回の報告は取り下げとする。</u></p>
健康づくり課	<p>104 新規審議</p> <p>「8020 推進員に関する事務」</p> <p>【概要】</p> <p>県及び島田歯科医師会と連携し、市民を対象に歯や口の健康づくりボランティアを育成するため、8020 推進員養成研修会を開催する。</p> <p>推進員の育成研修会の開催に伴い推進委員の個人上情報を収集し、静岡県 8020 推進住民会議事務局(静岡県の歯科医師会が事務局)及び島田市の歯科医師会へ推進委員にかかる情報の共有のための外部提供を行う。</p> <p>本案件は平成 16 年度から実施をしているものであるが、未届出であったことが今回の包括業務委託に伴う届出簿の整理を行った結果判明したものである。</p> <p>【委員意見】</p> <p>本案件については事前の届出が漏れていたものである。各課には事前の届出をするように周知徹底していただきたい。</p>

<p>健康づくり課</p>	<p>【結果】 (報告)</p> <p>105 新規審議 「訪問指導事務」</p> <p>【概要】 療養や生活上の保健指導が必要な方に対し家庭訪問を行い、本人やその家族に対して必要な保健指導を行い健康の保持増進を図る事務。本人または家族や民生委員からの相談や、訪問時の聞き取りにより個人収集を収集する。 本案件は平成 20 年度から実施をしているものであるが、未届出であったことが今回の包括業務委託に伴う届出簿の整理を行った結果判明したものである。</p> <p>【審議ポイント】 公益上の必要を根拠とした本人以外からの個人情報の収集</p> <p>【委員意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本人以外からの情報の収集であるが、特定健診結果から抽出して訪問指導に来るのではないか。 ② 実績はどうか。 ③ 案件についても本来であれば事前の審議が必要なものであった。重ねて各課には事前の届出をするように周知徹底していただきたい。 <p>【担当課の回答】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定健診結果から訪問指導をするのは国保年金課の事務であるが、本案件は健康増進法に基づいた訪問指導であり、別のものであり、特定健診にも行くことのない人を対象にしているものである。 ② 年間延べ 20 回である。 ③ 重く受け止め引き続き職員へ指導していく。 <p>【結果】 上記案件について承認された。</p>
<p>健康づくり課</p>	<p>106 変更報告 「休日急患診療所・診療記録取扱事務」</p> <p>【概要】 医療機関が休診日である休日や年末年始昼間に診療所を開設し診察等行う事務について、診療報酬請求の電子化に伴い届出簿の変更を行う。 本案件は平成 21 年 10 月診療分の請求から実施をしているものであるが、今回の包括業務委託に伴う届出簿の整理を行う過程で未届出であったことが判明したものである。</p>

長 寿 介 護 課	<p>【委員意見】</p> <p>本案件についても事前の届出が漏れていたものである。 変更内容としては軽微なものであるが、ゆえに忘れがちなものである。十分に注意喚起をしていただきたい。</p> <p>【担当課の回答】</p> <p>どのようなものが届出の必要があるのか、具体的に示しつつ職員へ指導していく。</p> <p>【結果】</p> <p>(報告)</p> <p>以下 107～109 の案件については共通する理由による変更であるため、まとめて説明を行った。</p> <p>107 変更審議 「地域密着型(介護予防)サービス事業者指定事務」</p> <p>【概要】</p> <p>地域密着型サービスまたは地域密着型介護予防サービス事業者の指定等を行う事務について、介護保険指定事業者等管理システムの導入と、令和2年4月1日より指定事務の窓口対応業務について包括業務委託を実施することに伴い届出簿の変更を行う。</p>
長 寿 介 護 課	<p>108 変更審議 「居宅介護支援事業者の指定事務」</p> <p>【概要】</p> <p>居宅介護支援事業者の指定等を行う事務について、介護保険指定事業者等管理システムの導入と、令和2年4月1日より指定事務の窓口対応業務について包括業務委託を実施することに伴い届出簿の変更を行う。</p>
長 寿 介 護 課	<p>109 変更審議 「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定事務」</p> <p>【概要】</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業の指定等を行う事務について、介護保険指定事業者等管理システムの導入と、令和2年4月1日より指定事務の窓口対応業務について包括業務委託を実施することに伴い届出簿の変更を行う。</p> <p>【審議ポイント】</p> <p>107～109 に共通。オンライン結合による外部提供(システムクラウドの利用)</p> <p>【補足事項】</p> <p>107～109 に共通。介護保険指定事業者等管理システムの導入により、島田市でシステムクラウドに入力した指定事業者の従業員の個人情報(富士宮市を除く)及び</p>

静岡県も随時確認できる状況になる。

これによるメリットは市域をまたいで活動する事業者の情報を県下市町で共有することができること、今まで紙でしていた指定事業者の静岡県への報告を、入力と同時にを行うことができるようにすることで事務を簡素化することである。

【委員意見】

クラウドシステムの閲覧可能者の範囲はどのようになるか。システムのセキュリティはどのようなものか。

【担当課の回答】

クラウドシステムを利用するためには ID とパスワードが必要であり、長寿介護課の限られた職員でしかアクセスできないようになっている。セキュリティに関しては行政の専用回線である LG-WAN の回線を使うため、行政外部からのアクセスはできないようになっている。

【結果】

107～109 の案件について承認された。

以下 110 と 111 の案件については同一事務に対する届出であるため、まとめて報告を行った。

長 寿 介 護 課

110 新規報告

「障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業」

【概要】

障害を持つ高齢者が訪問介護(身体介護、生活援助、介護予防・日常生活支援総合事業)サービスを利用する際の自己負担額を補助する事務。利用申請に伴い個人情報収集する。

本案件は平成 19 年 7 月 1 日から実施をしているものであるが、未届出であったことが今回の包括業務委託に伴う届出簿の整理を行った結果判明したものである。

111 変更報告

「障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業」

【概要】

上記 111 の案件について令和 2 年 4 月 1 日より申請受付業務について包括業務委託を実施することに伴い届出簿の変更を行う。

【委員意見】

本案件については事前の届出が漏れていたものである。各課には事前の届出をするように周知徹底していただきたい。

【訂正事項】

資料 2 P44 の届出簿は新規ではなく、変更の誤りである

<p>病 院 建 設 課</p>	<p>ため修正する。</p> <p>【結果】 (報告)</p> <p>112 新規報告 「新病院建設工事現場見学会」</p> <p>【概要】 現在建設中の新病院建設工事の現場見学会。参加者を公募するにあたり個人情報収集する。</p> <p>【委員意見】 事務はすでに開始しているということによいか。</p> <p>【担当課の回答】 参加者の募集は10月15日から始めている。 島田市個人情報保護条例の規定では個人情報取扱事務を開始する場合はあらかじめ市長に報告することになっている。本案件については、市長(行政総務課)への報告は済みであり、事務についてはこれをもって開始している。 なお、審議案件については審議会の審議を経ないと事務開始をしないこととしている。</p> <p>【結果】 (報告)</p>
<p>建 築 住 宅 課</p>	<p>113 新規報告 「市営住宅使用料の決定及び徴収」</p> <p>【概要】 市営住宅入居者の収入状況に基づき家賃を決定し、徴収及び収納管理、滞納整理を行う事務。収入額の認定及び家賃の決定、口座引き落としのため個人情報を収集する。</p> <p>【補足事項】 本案件は、変更に関して2点理由がある。 1点目は関係する届出簿の整理により変更するという理由。市営住宅管理業務に関しては入居事務から入居者管理事務、退去事務に分類させる8つ以上の届出簿で構成されており、家賃の決定と徴収に関する届出簿がわかりづらい状況にあったため、整理を行ったものである。これにより、2件の廃止(下記廃止案件124、125)を行い、市営住宅使用料の決定及び徴収に係る届出簿を新規届出簿として独立をさせた。 2点目は、民法改正により、主たる債務者である借家人の連帯保証人への情報提供の義務が設定されたため外部提供の項目を追加するもの。</p> <p>【委員意見】 異議無し</p>

<p>事 務 局</p>	<p>【結果】 (報告)</p> <p>以下廃止案件 114～126 についてはまとめて事務局より報告を行った。</p> <p>114 廃止 「国保ヘルスアップ事業事務」(国保年金課)</p> <p>【概要】 既存事業との重複内容であるため廃止する。具体的には国保における健康増進事業が開始される前の準備期に作成された届出簿であり、整理番号 2349「特定健康診査・特定保健指導事業、後期高齢者健診事業」の届出がされた時点で廃止されるものであった。</p> <p>115 廃止 「健診事後指導事務」(健康づくり課)</p> <p>【概要】 法改正に伴い、平成 19 年度をもって該当事業が廃止されたため。</p> <p>116 廃止 「訪問指導事業事務」(健康づくり課)</p> <p>【概要】 法改正に伴い、平成 19 年度をもって該当事業が廃止されたため。</p> <p>117 廃止 「高齢者の安全確認票」(健康づくり課)</p> <p>【概要】 法改正に伴い、平成 19 年度をもって該当事業が廃止されたため。</p> <p>118 廃止 「ヘルシー料理講習会」(健康づくり課)</p> <p>【概要】 平成 27 年度をもって該当事業が廃止されたため。</p> <p>119 廃止 「働く世代への大腸がん検診推進事業」(健康づくり課)</p> <p>【概要】 平成 27 年度をもって該当事業が廃止されたため。</p>
--------------	---

120 廃止

「生き生き万年青表彰事務」（健康づくり課）

【概要】

平成 24 年度をもって該当事業が廃止されたため。

121 廃止

「在宅医療意識に関する市民アンケート」（健康づくり課）

【概要】

平成 26 年度をもって事業が完了したため。

122 廃止

「島田市健康増進計画及び食育推進計画検討委員会員の選定」（健康づくり課）

【概要】

平成 25 年度をもって事業が完了したため。

123 廃止

「市営住宅使用料口座振替業務」（建築住宅課）

【概要】

市営住宅管理業務に関する届出の整理の過程で、収入状況調査業務調査業務と合わせて一括整理し、本審議会で報告した新規案件「市営住宅使用料の決定及び徴収」に統合するため。

124 廃止

「収入状況調査業務調査業務」（建築住宅課）

【概要】

市営住宅管理業務に関する届出の整理の過程で、市営住宅使用料口座振替業務と合わせて一括整理し、本審議会で報告した新規案件「市営住宅使用料の決定及び徴収」に統合するため。

125 廃止

「介護保険料の賦課資料事務」（課税課）

【概要】

課税情報の照会に関して、整理番号 113「市民税の課税状況紹介・回答」に統合するため。

126 廃止

「国民健康保険料の賦課資料事務」（課税課）

【概要】

課税情報の照会に関して、整理番号 113「市民税の課税状況紹介・回答」に統合するため。

	<p>【訂正項目】 配布した廃止案件一覧に載っていない案件もあったため、後日資料を差し替える。</p> <p>【結果】 (報告)</p> <p>その他 令和元年第3回島田市個人情報保護審議会は令和2年3月頃に開催する予定。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
提出された資料等	別紙のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資料1、2 ・ 包括業務委託に伴う届出簿(2冊) ・ 廃止案件一覧
会議を所管する課の名称	行政経営部 行政総務課
その他必要な事項	